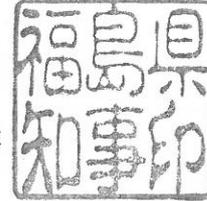




27環共第2671号
平成27年12月28日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準等の見直しについて（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第21条第1項及び福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号。以下「生環条例」という。）第96条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

- (1) 法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて
- (2) 生環条例第29条第1項に基づく排水指定事業場排水基準の見直しについて

2 諮問理由

平成27年10月21日に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年環境省令第33号）が施行され、トリクロロエチレンの排水基準が改正されたことを受け、これとの整合を図るため、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和50年福島県条例第18号。以下「上乗せ条例」という。）並びに福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成8年福島県規則第75号。以下「生環条例施行規則」という。）を改正する。

3 改正内容

- (1) 法第3条第3項に基づく排水基準の見直しについて
上乗せ条例別表2においてトリクロロエチレンに係る排水基準を変更する。
- (2) 生環条例第29条第1項に基づく排水指定事業場排水基準の見直しについて
生環条例施行規則別表第5においてトリクロロエチレンに係る排水指定事業場排水基準を変更する。